第2章 特別史跡多賀城跡附寺跡の価値と構成要素

(1) 指定の経緯

多賀城跡は、奈良の平城宮跡などとともに大正 11年に史跡に指定された。その名称は、付属寺院と見られた多賀城廃寺跡を含めて、「多賀城趾附寺趾」とされた。

調査は昭和35年の測量調査に始まり、昭和36年から多賀城廃寺跡、昭和38年からは多賀城政庁跡の発掘調査が行われ、これらの成果により昭和41年に特別史跡に昇格した。また、周辺部において各種の開発事業に伴う発掘調査が行われた結果、多賀城に密接に関連する重要な遺跡が発見されたことにより、数回の追加指定が行われている。この中には、開発計画からの保護のための指定範囲の拡大も含まれている。

なお、史跡指定以外にも、多賀城碑が重要文化財 (古文書)に、またその周囲を含めた景観が「おくのほそ道の風景地 壺碑」として名勝指定を受けている。

以下に、史跡指定・追加指定通知に示された説明 等を示す。

① 史跡多賀城趾附寺趾指定

:大正11年10月12日 内務省告示第270号 <説明>「奈良朝時代蝦夷征服のため築きたるものにして鎮守府を置きし所なり。丘陵に據りて自然の 景勝を占め土壘土壇及び礎石等尚現存して略舊規を 見るに足る。遺瓦の散するもの多し。城趾外に近く 寺趾あり。土壇礎石等ありて堂塔の配置等略推知するを得べくその散在せる瓦片は全く多賀城発見のものと形式を同うせり。」

② 史跡多賀城跡附寺跡追加指定

(多賀城廃寺跡)

: 昭和 40 年 4 月 17 日

文化財保護委員会告示第 14 号 <説明>「すでに指定されている附寺跡の北、東、 南に続く若干の未指定地の部分を追加指定するもの である。この部分は、昭和三十六年、三十七年の両 年度に行われた発掘調査の結果、僧坊跡、東倉跡、 中門跡にかかることが明らかにされ、また、南大門 跡と推定される整地跡も検出され、寺跡として従来 の指定地と一体として保存を計るものである。」

③ 特別史跡多賀城跡附寺跡指定

:昭和41年4月11日

文化財保護委員会告示第22号

<説明>「宝亀十一年三月丁亥紀にはじめてあらわれる「多賀城」は、東北経略の基地としてつくられたものであるが、その築造年次は必ずしも明らかでない。しかし、養老六年紀に「陸奥鎮所」、同七年紀、神亀元年紀に「陸奥国鎮所」、天平九年紀に「多賀柵」また「鎮守将軍従四位上大野朝臣東人」とあり奈良初期に陸奥鎮所=鎮守府がおかれ、ついで朝堂院的配置の多賀柵=多賀城ができ、東北経略の政治的、軍事的中心地となったと思われる。

多賀城は、宝亀十一年の伊治公呰麻呂の反乱によって焼失し、まもなく再建されたが、延暦二十一年、鎮守府は胆沢城に移された。その後も国府の所在地として、また、奥州の乱の際の源頼義・義家の治所、文治五年の源頼朝の奥州討伐の際の滞在所、建武新政の際の義良親王・北畠顕家の治所等として史上にその名をとどめている。

多賀城跡は、大正十一年十月十二日に史跡に指定され、昭和四十年四月十七日に地域を一部追加指定したが、最近の発掘調査の結果、次のような証実が明らかになった。

1. 中心部の土塁をめぐらした通称内城跡とよばれる部分では、昭和三十八・三十九・四十年の三回にわたって発掘調査を行った結果、正殿跡、後殿跡と六棟の脇殿および翼廊をもつ南の門とこれに連なる築地跡等が解明され、朝堂院的配置であることが判明した。

2. 城外の大字高崎にある土塁をめぐらした寺跡は、出土品よりして、多賀城に伴う寺跡と考えられるが、昭和三十六・三十七年の発掘調査の結果、この寺跡は、中門をはいると塔と金堂が東西に向きあい、南北中軸線上に講堂跡、その北に僧坊跡がある類例稀な伽藍配置であることが明らかにされた。

今回、多賀城の古代-中世史上に占める歴史的重

要性と発掘調査の結果明らかにされた内城跡、寺跡の特異性にかんがみ、これを特別史跡に指定し、その保存により万全を期するものである。」

④ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定(多賀城跡・多賀城廃寺跡)

: 昭和 49 年 2 月 18 日 文部省告示第 14 号 <説明>「最近の発掘調査の結果等によって次の地域を追加して指定するものである。」

(a) 外郭南門地区

「外郭南門と南門から東西に走る築地が確認されたので、これらの諸遺構の存する台地 (多賀城碑のある台地) の未指定部分を追加指定する。」

(b) 西外郭線地区

「外郭西側、従来考えられていたより更に西側の 低湿地中に外郭西を画する築地跡が確認されたの で、この築地跡より以東の外郭部分を追加指定する。」 (c) その他

「昭和 40 年までの指定において指定漏れとなった若干の地域を追加指定する。」

⑤ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定(多賀城廃寺跡・全域図面指定)

: 昭和53年11月21日 文部省告示第200号 <説明>「寺跡の主要部分は既に指定されているが、 今回、南大門の存在が予想される地域を追加指定する。」

⑥ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定 (館前遺跡)

:昭和55年3月24日 文部省告示第52号 <説明>「多賀城跡附寺跡の史跡指定地は、概ね城跡と寺跡の部分であるが、多賀城外郭築地東南隅のほぼ南の微高地状単独丘陵上で管衙的建物群跡が発見された。多賀城と一体をなす遺跡と考えられるので、この地域を追加指定する。」

⑦ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定(多賀城跡南前面)

:昭和59年3月27日 文部省告示第37号 <説明>「多賀城跡の既指定地域の南前面一帯で、 既指定地から延びている築地遺構、多賀城跡に直接 関わりがあると思われる運河状の大溝、それに平行 する側溝を伴う道路遺構、多数の掘立柱建物跡、井 戸跡等の遺構が検出され、また木器等を含む遺物が 多量に出土している。今回、これらの遺構や遺物が 存在する地域一帯を追加して指定する。」

⑧ 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定 (柏木遺跡)

: 平成2年6月28日 文部省告示第85号 <説明>「特別史跡多賀城跡附寺跡は、現在、城跡 外郭築地内と多賀城廃寺のほか、館前地区が指定されている。今回の追加指定地は、多賀城跡の東方約 4キロメートルの大代地区において、昭和62年に 発見された製鉄遺跡である。発見された遺構は、製 鉄炉4基、木炭窯6基、鍛冶工房跡3軒と粘土採掘 坑や焼成遺構などである。

本遺跡の操業時期は、出土土器の特徴から8世紀前半代と推定され、同時代の製鉄遺跡としては本州最北に位置している。本遺跡は、精錬から鍛造に至る一連の作業過程を把握できる製鉄遺跡として貴重であり、出土鉄滓の価額分析の結果、多賀城に供給された鉄製品の生産遺跡であることが判明している。よって今回、多賀城直営の製鉄工房と考えられるこの遺跡を追加指定し、多賀城と一体的な保存を図ろうとするものである。」

9 特別史跡多賀城跡附寺跡追加指定 (山王遺跡千刈田地区)

: 平成5年9月22日 文部省告示第115号 <説明>「特別史跡多賀城跡附寺跡は、度々の追加 指定により、城跡本体と多賀城廃寺跡のほか、館前 遺跡および柏木遺跡が保護されている。

今回追加指定するには、9世紀前半から10世紀半ばに至る時期の高級官人の館跡と考えられる遺跡である。特に10世紀前半に属する四面庇付建物跡は、多賀城関係遺跡でも類例の少ないものであり、館の中核をなす施設として注目され、また、出土品としては多量の施釉陶器のほか、「右大臣殿 餞馬収支」と記された木簡等が検出されており、この遺跡が多賀城と深い関わりをもつ国守クラスの官人の館跡の中心部分であることを示している。よって、今回、発掘調査により明らかにされている区域を追加指定し、多賀城との一体的な保存を図ろうとするものである。」

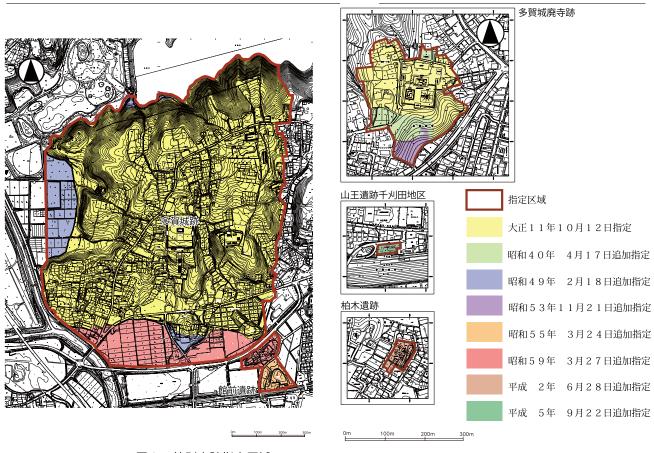


図3 特別史跡指定区域(『特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画』より)

場所	指 定 日	内容	面 積
			(m')
多賀城跡・多賀城廃寺跡	大正11年10月12日	史跡指定	
多賀城廃寺跡	昭和40年 4月17日	追加指定	
史跡指定地の全地域	昭和41年 4月11日	特別史跡指定	
多賀城跡・多賀城廃寺跡	昭和49年 2月18日	追加指定	
多賀城廃寺跡・全域図面指定	昭和53年11月21日	追加指定	多賀城跡: 930,940.00 多賀城廃寺跡: 49,594.00
館前遺跡	昭和55年 3月24日	追加指定	10,380.00
多賀城跡南面地域	昭和59年 3月27日	追加指定	80,700.00
柏木遺跡	平成 2年 6月28日	追加指定	3,758.69
山王遺跡千刈田地区	平成 5年 9月22日	追加指定	1,462.14
8†			1,076,834.83

表 1 指定経緯一覧 (『第3次保存管理計画』より)

⑩ 重要文化財「多賀城碑」指定

: 平成 10 年 6 月 30 日 文部省告示第 112 号

多賀城碑は、外郭南門の北東に隣接して存在し、陸奥国守・按察使・鎮守将軍として東北地方の経営を一手に担った藤原恵美朝獦が、天平宝字6 (762)年に多賀城を改修したことを記念して建立したものである。日本三古碑の一つに数えられている。

碑文には、京や蝦夷国等からの里程、創建が神亀元(724)年大野東人によること等、多賀城と古代東北の歴史解明にとって重要な記載があり、また数少ない奈良時代の金石文として貴重なものである。明治以降偽作説が強くあったが、多賀城跡の発掘調査の成果が碑文の内容と矛盾しないことを契機に、

文字の割り付け方法、彫刻方法、書風・書体、内容 に再検討が加えられ、近世の偽作ではないと理解さ れた。

① 名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」指定

: 平成 26 年 10 月 6 日 文部科学省告示第 143 号 多賀城碑は江戸時代の初めに発見され、当初から 平安時代以来の歌枕「壺碑」と考えられ広く世に知られた。元禄 2 年 5 月この地を訪れた松尾芭蕉は、これこそが動かぬ「古人の心」を伝える「千歳の記念」だとして、その感動を『おくのほそ道』に認めている。碑と覆屋及びその周囲の丘陵にある樹木、石碑等が形成している風致景観が、『おくのほそ道』 当時の雰囲気を彷彿させ、往事を偲ぶことができる風景地の一つとしてその価値を認められた。

(2)多賀城跡附寺跡の歴史的意義と本質的価値

多賀城跡は、県南部の沿岸に広がる宮城野海岸平野の北東隅に張り出し、平野を一望の下に見渡せる丘陵の先端部に立地する。規模は、東辺約1050m、南辺約870m、西辺約660m、北辺約780mと広大

で、北東から南西に延びる支丘陵とそれらを挟む小谷が形成する起伏に富んだ地形を、築地塀等が不整方形に取り囲んでいる。

多賀城は奈良・平安時代における陸奥国府であり、平安時代初期までは蝦夷に対する軍事政策を担当した鎮守府が併置されていた。さらには、陸奥国守は出羽国をも広域的に管轄する按察使を兼任していた。したがって、多賀城は古代律令国家による東北支配のための政治的・行政的・軍事的な中心であり、多賀城以北に設置された多くの城柵を統括する中枢機関であったと言える。またあわせて北方の蝦夷との交流の拠点としての機能も果たしていた。

特別史跡多賀城跡附寺跡では、50年以上にわたる発掘調査によって、多賀城が果たした主要な機能を示す遺構群が各所で発見されている。多賀城跡の本質的価値は、これらの遺構群が古代とほぼ変わらない地形と一体となって保存されていることにあると言える。

(3) 構成要素とその特性

第3次保存管理計画では、特別史跡多賀城跡附寺跡を構成する要素を、多賀城跡に直接関連する歴史的構成要素である「遺跡構成要素」と、主に多賀城廃絶後に形成された社会的構成要素である「生活文化構成要素」に分けて以下のようにとらえている。

く遺跡構成要素>

「多賀城に直接的に関連する歴史的構成要素で、 時代を超えて保護・継承すべき不変的なもの」

[多賀城に係る遺構遺物、立地環境(低丘陵地形)、自然環境(湿地域)ほか]

<生活文化構成要素>

「主に多賀城廃絶後に形成された社会的構成要素 で、時代とともに推移していく可変的なもの」

[宅地、農地・林地、宗教施設、公共公益施設、 一般文化財・保存樹ほか]

前者は多賀城跡の本質的価値を構成する要素であり、後者には多賀城跡の保護に有効な構成要素が含まれている。本計画を策定するにあたって、これら

① 遺跡構成要素の特性

を以下のように整理した。

多賀城跡の特性は、築地塀で囲まれた政庁の周囲に

実務官衙域が形成され、それら全体がさらに築地塀や 材木塀で区画されていることにある。これは、多賀城 跡をはじめとする東北古代城柵に見られる基本的な特 徴であって他国の国府や都家には見られないものであ り、平野を望む丘陵上に造営されたこととともに、実 務行政に加えて蝦夷支配が重要な設置目的とされた特 殊性を示すものである。

a. 政庁

中央の丘陵に南から登った平坦部には、東西 103m・南北 116m の長方形に築地塀を巡らせ、正 殿ほかの主要な殿舎を広場の周りに整然と配置した 政庁跡がある。これは、郡司や蝦夷を集めた国家的 儀式や重要な政務・饗宴を執り行った多賀城の最も 重要な場である。

b. 外郭南門と政庁南大路

政庁跡の南側には、壮大な外郭南門跡とそこから 政庁に登る南北の道路が存在し、多賀城の威容を象 徴していた。

c. 多賀城碑

多賀城碑は江戸時代初めに発見され、現在は奈良時代中頃に建てられた南門の北東側に西面して建っている。多賀城を荘厳な姿に改修した藤原朝獦が自らを顕彰して建立したものであり、多賀城の創建・修造の年代や経緯を伝えてくれる重要な史料である。

d. 外郭区画施設

外郭を区画する築地塀跡あるいは材木塀跡の長大さは、多賀城の威容を示すとともに、実務官衙をも含めて防御しようとした城柵としての軍事的特性を良く示している。また、これらの各所に取り付く櫓跡も防御的性格を物語っている。

e. 実務官衙

政庁の周囲の丘陵頂部や台地平坦部にある城前・ でででいる。 作賞・大畑・六月坂地区等には、計画的に配置され た建物群跡や工房跡、兵士の住居と見られる竪穴住 居跡がある。平安時代には、国府の実務を担当した 官衙群が城内に広く展開していたことが知られる。

f. 東西道路

大畑地区にある外郭東門跡からは、政庁の北側を 通り六月坂地区に至る東西道路が造られている。こ れは六月坂地区で南に方向を変えて外郭西門へと向 かうと考えられ、城外と城内、実務官衙間を連絡す る重要な道路と位置づけられる。

g. 湿地

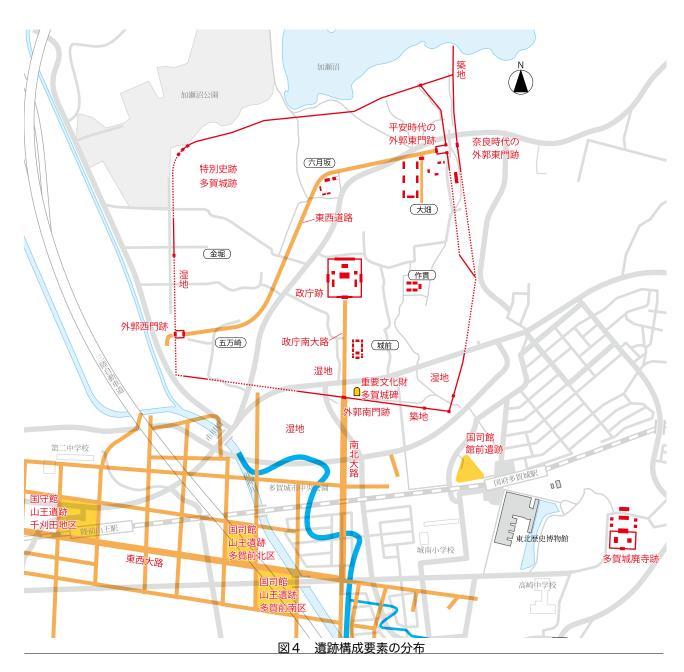
多賀城跡は南と西に湿地域を取り込んでおり、区 画施設である材木塀やその基礎地業に用いられた木 材が遺存し、またその周辺には木質遺物や植物遺体 が残されている。南の湿地域は元々の地形から外郭 南辺築地塀の南北に広がるが、外郭南門北西側の湿 地域(通称鴻の池地区)は、政庁南大路の西側にあり、 南門から政庁に登る際に見られる景観を構成した重 要な要素であったと考えられる。また、ここがかつ て湿地であったのか、池であったのかについては今 後の追加調査が必要であるが、南は築地塀で区切ら れ他は丘陵で囲まれていることから、雨水調整の場 としても重要な役割を果たしていたと考えられ、政 庁等の造営にあたっての全体構想の一端を示すもの として重要である。

h. 付属寺院

多賀城跡の南東約 1km の丘陵上には、大宰府の 付属寺院である観世音寺と同じ伽藍配置をもつ多賀 城廃寺跡がある。これは、仏教による陸奥国の鎮護 を祈念して多賀城の創建と同時に建立された付属寺 院である。

i. 南面の都市と国司館

平安時代、多賀城の南側には多賀城を支えた都市が成立していた。この中に発見された館前遺跡と山 王遺跡千刈田地区・多賀前地区の建物群は、その規 模・配置・出土遺物等からみて国司の居館と考えられる。平安時代に、国守以下の上級官人が城外の都



市に居住したことを示している。

j. 官営製鉄所

多賀城跡の東南東約 4km にある柏木遺跡では、 奈良時代前半の製鉄炉・木炭窯・工房跡等、鉄生産 に関わる一連の遺構がまとまって発見されている。 これは多賀城による官営製鉄所であると考えられ る。

② 生活文化構成要素の特性

a.「多賀国府」

古代多賀城の廃絶以降、南北朝時代まで、陸奥国 府あるいは「多賀国府」が東北地方の歴史に登場す る。しかし、現在までの多賀城内における発掘調査 の成果では、「多賀国府」の存在を確定できる中世 の遺構は発見されていない。

b. 中世以降の遺構

「多賀国府」の存在は明らかでないものの、中世の屋敷跡あるいは居館跡の存在を示す遺構が城内の各所で検出されている。これらの内、独立的な小丘陵全体を居館とした作費地区では、土塁と空堀跡が地表に現れ、中世の建物跡も発見されている。古代に実務官衙域として利用された平坦部が、中世にも引き継がれ利用されたことが理解できる。

さらにこの場所は、近世には鹽竈神社に仕えた社人の屋敷であったことも明らかにされている。かつては屋敷跡の北西隅に穣糀を納めた八幡宮の小祠があり、また北方約 100m にはその家の墓地が現在も残っている。それらによれば、当家は少なくとも明和6(1769)年から明治期にかけて作貫地区に居住していたことがわかる。

c.「伏石」

弘安 10 (1287) 年の紀年名をもつ時宗系の結衆 板碑である。長さが約 210cm ある大型のものである。確認できるものとしては多賀城市内で2番目に 古い板碑であり、多賀城市の指定文化財とされている。市川集落内の市道市川線(旧塩竈街道)沿いに 横倒しの状態で存在し、この場は旧玉川寺の門が あった所とする伝承もある。安永 3 (1774)年の『安永風土記御用書出』には、仙台藩 4 代藩主伊達綱村の鹽竈神社への参詣の折に、立っていたこの石を藩主に遠慮して伏せたとの記載がある。またこれとは 別に、石碑を建てたあとで疫病が流行したため、占っ

てもらったところ石を起こしたためであるというので、再び元のように伏せたという言い伝えもある。

なお、城内の板碑はこのほかに五万崎・城前・大畑地区に計4基がある。前者は正和元 (1312) 年の紀年名をもつ。



伏石

d.「壺碑」

碑の発見事情は明らかではないが、文献資料か らは寛文期(1661~1669年)以前には発見され、 発見当初から「壺碑」と呼称されたと見られる。ま た、少なくとも寛文~延宝年間(1661~1680年) には歌枕「壺碑」として世に広く知られており、著 名な学者・文人たちの大きな関心を集め、碑の模写 も出回っていた。元禄2(1689)年、松尾芭蕉は 歌枕の地を訪ねた「おくのほそ道」の旅で「壺碑」 を眼前にし、変わらぬ姿を留める「千歳の記念」に 「泪も落つるばかり」の強い感銘を受けたと『おく のほそ道』に表している。その後仙台藩では、徳川 光圀の勧めを受け覆屋を掛けて碑を保護した。覆屋 は何回もの修理を受けながら現在まで維持されてき た。最近では、平成9年度に多賀城跡調査研究所が 解体修理を行っている。また、碑の周囲では刈り払 いや植樹が行われるなど、景観保全の活動が継続さ れてきた。現在、碑の周辺には、「つぼのいしぶみ」



つぼのいしぶみ道標

道標(享保14(1729) 年、奈良の墨専門店古 梅園の当主松井泉ほか による建立、現在地へ は市川集落の入口から 移設されたと考えられ る)、「御即位祈念風致 林」(大正4年、大正 天皇の即位を記念した もの)、「芭蕉翁礼賛碑」 (昭和2年) が建てら れている。これらを樹木が取り囲んでいる一帯は、 多質城内でもひときわ風情のあるたたずまいを見せ ている。「壺碑」は、古代の歴史的事象が江戸時代 を経て今日まで目に見える形で継承されていること を象徴している。



「つぼの いしぶみ」 周辺の景観

e. 鴻の池

南門の北西、市道新田浮島線の北隣にある「鴻の池」の地名は、古代陸奥国府多賀城に関わる池、「国府の池」が転化したものとする説がある(吉田東伍 1900 年『大日本地名辞書 第八巻奥羽』)。安永3 (1774) 年の「市川村風土記書出」には、「多賀城に鎮守府将軍がいた頃、このあたりは海辺であったため井戸に海水が入って難儀をしていた。将軍がこの事を都の母に伝えると、母がそれを嘆き祈願をしてくれた。あるとき一羽の鶴が飛んできて池の中の石に留まり、鶴が飛び去るとその石が沈んで

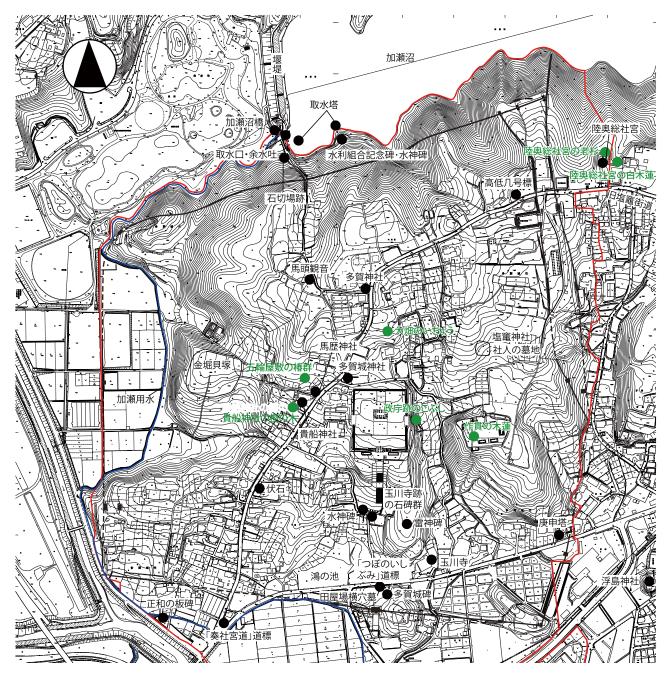
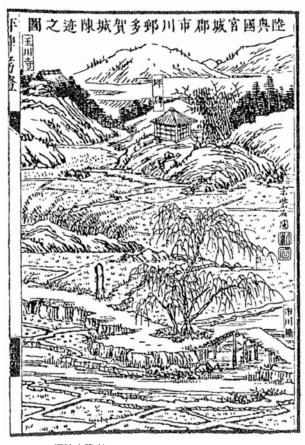


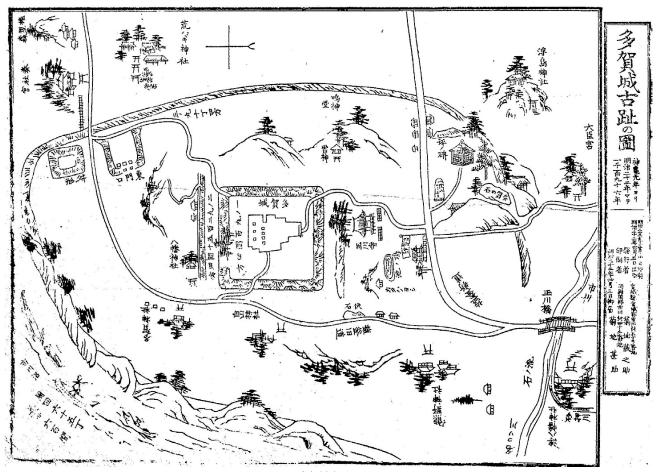
図5 生活文化構成要素の分布

井戸となった。後にはここが池となった。辺りには 片葉のヨシが生えている。」という伝承が記されている。また、文政 5 (1822) 年に仙台藩の儒学者である辞事が登れた『塩松勝譜』には、「多賀城墟ノ側旧ト鴻ノ池アリ。池中石アリ。鴻ノ踏石ト名ツク」とある。この池について記した史料は、明和9(1772) 年に完成した仙台藩の地誌『封内風土記』が最も古く、「今崩壊シ其形ナシ。清泉僅カニ存ス偏葉蘆有リ」とある。天明3 (1783) 年に鹽竈神社の神官藤塚知明が刊行した『坪碑史證考』では、多賀城碑の北側には水田が描かれ池の表現はない。明治22 (1889) 年に市川村在住者によって刊行された「多賀城古趾の図」は、多賀城を描いた古図として良く知られるが、近年まで地元で鴻の池と通称されてきた場所に小さな池が描かれている。

鴻の池は古代以来どのように存在したのかは明らかでないものの、多賀城にまつわる地名としてその 伝承を残していくべきものと言える。



坪碑史證考(藤塚 1783 宮城県図書館蔵 市教委提供)



多賀城古趾の図

f. 市川集落と旧塩竈街道

市川集落は、近世以来、多賀城跡内の旧塩竈街道沿いに形成された農村であり、明治22年に市政・町村制の施行により多賀城村が形成されるまで一村をなしていた。『安永風土記御用書出』(1774年)によれば、家数41戸・人数192人とされ、旧村の中では規模の大きい集落であったことがわかる。塩竈街道は仙台城下から鹽竈神社へと至る街道で、現在の市道市川線はこれと同じ位置を通っていると考えられ、街道沿いの家屋と生け垣、周囲の畑地が近世以来の集落景観を継承している。

市川集落の住民は、近世から明治にかけて政庁正 殿や多賀城碑等の保護を図り、土地の寄進や礎石の 管理、遺跡範囲の調査等を行ってきた。これらの保 護顕彰活動は大正 11 年の史跡指定に大きい役割を 果たしたと言えよう。



塩竈街道と 市川集落



生け垣と 竹矢来

g. 陸奥総社宮

東門東側の旧塩竈街道沿いにあり、陸奥国式内社 百座を合祀すると伝える。貞享4 (1687) 年に仙 台藩主伊達綱村の寄進により社殿が再興されたこと を記す棟札が残る。現在の社殿は亨保19 (1734) 年に建てられ、本殿は一間社流造、虹梁や木鼻の彫 刻には江戸時代中期の特徴をもつ。江戸時代には鹽 竈神社の十四末社の一つとされ、鹽竈神社への参拝 者は、総社宮を先に詣でないと霊験を得られないと された。今日においてもその伝統が引き継がれ、初 詣には総社宮、鹽竈神社の順に詣でる人が多い。



陸奥総社宮拝殿

h. 玉川寺

現在は城前地区の東南、市道新田浮島線沿いに所在する。かつては政庁地区の南側に所在したが、明治26年火災にあい現在地に移った。「安永風土記御用書出」(安永3(1774)年)には慶長5(1600)年の再建とあり、以来、市川集落住民の檀那寺となっている。

i. 貴船神社(白山社)

金堀地区の東部、市道市川線沿いにある。海上安全の神として七ヶ浜町浜方の漁民の信仰を受け、木船の模型が奉納されている。樹木に囲まれた境内の中には多賀城市の保存樹に指定された樫の木がそびえ立っている。



貴船神社 (市教委提供)

j. 多賀神社

六月坂地区の南西隅にある。地元では「お多賀様」 と呼ばれ、頭痛を煩う人が平癒を祈願した。お礼詣 りに奉納された竹の箍が現在も見られる。



多賀神社

k. 玉川寺跡地の石碑群

政庁南大路の中間点付近の西側にある。旧玉川 寺境内の南端部にあたる。正慶 (1332 ~ 1333 年) の年号が刻まれた板碑、 亨保 19 (1734) 年の銘をもつ湯殿山参詣記念碑、死者の供養碑である三界万霊碑(3基、いずれも 19世紀前半)、経典供養碑等 13 基の石碑が並び、かつての村民の信仰を伝えている。



玉川寺跡地の 石碑群

1. 多賀城神社

昭和27 (1952) 年に建立された市内で最も新しい神社である。南北朝期に多賀国府に赴任した義良親王(後の後村上天皇)、北畠親房・顕家親子を祀る。政庁地区の整備に伴い、昭和48年に政庁内から現在地に移設している。社殿は、第2次世界大戦時の多賀城海軍工廠の奉安殿を移築したものであり、海軍工廠に関する数少ない遺構でもある。



多賀城神社

m. 高低几号標(几号水準点)

明治初期、内務省は地図づくりを試み、明治9 (1876) 年から翌10 (1877) 年にかけて東京中心部と東京-塩竈間の高低測量(水準測量)を大規模に実施した。この際、水準点(「高低几号」、「不」の字に類似する)を石に刻んだものが各地に設置さ



高低几号標

れた。県内では塩竈から白石市越河までの塩竈・奥州街道沿いに27ケ所設けられたことが知られ、その内の1つが東門の北側、市道市川線沿いにある。

n. 加瀬沼·加瀬用水

加瀬沼は多賀城跡の北側にある面積 30ha におよぶ県内最大の溜池で、現在、史跡南側の水田約76ha を潤している。江戸時代初めに、八幡村の領主天童氏が堤を築いて造成し、周辺の水田に灌漑したとされる。昭和の初めには、塩竈への水道水供給のために大規模な工事が行われ、堤の改築に加え、まずいばき、取水塔、橋、用水等が整備され、これらが今日まで残されている。加瀬沼南岸には、これを記念して「加瀬溜井普通水利組合沿革記念碑」、水神碑も建てられている。加瀬沼は、現在農業用溜池としてばかりでなく、公園整備によって憩いの場として親しまれており、平成22年には農林水産省により「ため池百選」に選ばれている。



加瀬沼橋と 余水吐



水利組合 沿革記念碑

o. 奏社宮道道標

市川集落の南西入口、旧塩竈街道(市道市川線) と塩竈新道(市道新田浮島線)の分岐点にある。明



奏社宮道道標

治17・18年の野蒜築港事業に伴い塩竈新道が作られたため、総社宮ほか周辺の名所を案内する道標を大正13年に市川集落の住民が建てたものである。

p. 緑地・保存樹

史跡内に残された広大な緑地は市内にあっては貴重な存在であり、来訪者に潤いとやすらぎを与え、景観に彩りを与えている。しかし、古代多賀城跡としての景観を考える場合、奈良・平安時代から隔絶した緑地景観、すなわちスギ・ヒノキ人工林が大きく広がっていることは歴史的景観として相応しくなく、また史跡を理解してもらうためにも好ましい状



総社宮の老杉



作貫の白木蓮



大畑のいちょう (市教委提供)

況ではない。

指定地内には、多賀城市指定の保存樹として「陸奥総社宮の老杉」、「作貫の白木蓮」、「大畑のいちょう」、「政庁跡のこぶし」、「五輪屋敷の椿群」、「貴船神社の樫の木」がある。これらをはじめとする古木・大木は、長い間地域の住民あるいは市民によって守り親しまれてきたものであり、域内の自然景観の核となっている。したがって、これらは今後とも適切に維持管理されることにより、史跡の景観保全にとって有効な要素であり続けるものと言える。



政庁跡のこぶし



五輪屋敷の椿群



貴船神社の 樫の木 (市教委提供)